

宇都宮市農業再生協議会

（営農計画書配付時）

【内容】

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 営農計画書等の提出書類について | … 1P |
| ② 営農計画書等の配付から提出までの流れ | … 2P |
| ③ 令和8年度の水田活用の直接支払交付金等の主な
変更点について | … 4P |
| ④ 水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田について | … 8P |
| ⑤ 連作障害を回避する取組に関する考え方 | …10P |
| ⑥ 令和8年度主食用米作付参考値について | …14P |
| ⑦ 交付金を活用した場合の収入シミュレーション | …16P |
| ⑧ 確認事項及びホームページのご案内 | …18P |

【参考資料】

- ・ 水田活用の直接支払交付金の見直し内容
- ・ 主食用米の生産について

営農計画書等の提出書類等について

No.	書類名	提出者
1	水田作付実施計画及び営農計画書	全員
2	経営所得安定対策等交付金交付申請書	該当者
3	農業構造改革事業交付金等交付申請書	該当者
4	地域内調整申出書	該当者
5	農作業受委託契約書	該当者
6	一部作付地実測平面図用紙	該当者
7	面積換算表(加工用米、備蓄米、新市場開拓用米)	—
8	畑地の営農計画書	該当者

【問い合わせ先】

窓口	電話番号
宇都宮市農業再生協議会事務局	632-2458
宇都宮農業協同組合 南部営農経済センター	656-8484
宇都宮農業協同組合 北部営農経済センター	665-0550
宇都宮農業協同組合 上河内営農経済センター	674-2164

《 営農計画書等の配付から提出までの流れ 》

1 営農計画書等の各農家への配付

【3月上旬頃】

営農計画書等の提出は、農家ごとに行っていただきます。農家の皆様におかれましては、
営農計画書等の記入後、各自で回収ボックスに投函してください。

- ★ 原則として、回収ボックスへの提出となりますが、営農計画書等の記入方法について、不明な点がある場合には、別途、地区ごとに「相談受付日」を設けますので、必要に応じてお越しください。

2 営農計画書・交付申請書等の提出【3月9日～3月31日（土日祝除く）】

- ・ 次の場所に、営農計画書等の提出用の回収ボックスを設置します。
- ※ 提出する際は、書類が入っていた封筒に入れて提出してください。
- ※ 回収ボックスへの提出が難しい方は、宇都宮市農業再生協議会事務局にご相談ください。

地区	回収ボックス設置場所	回収時間
東部 (平石, 清原, 豊郷)	JAうつのみや 平石支所, 清原支所 豊郷支所	9:00～15:00
西部 (中央, 城山, 姿川)	JAうつのみや 中央支所, 宝木出張所 城山支所, 姿川支所	9:00～15:00
南部 (瑞穂野, 横川, 雀宮)	JAうつのみや 南部営農経済センター	9:00～17:00
北部 (国本, 富屋, 篠井)	JAうつのみや 北部営農経済センター	9:00～17:00
	宇都宮市篠井地区市民センター	
上河内	JAうつのみや 上河内営農経済センター	9:00～17:00
河内	JAうつのみや 河内支所	9:00～15:00
	上河内営農経済センター	9:00～17:00

- ※ 不明な点がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）又は各営農経済センターまでお問い合わせください
- ※ （JA うつのみや各金融支所、市地区市民センター等では、営農計画書等の記入方法等について御案内できません。）

【 令和8年度水田作付実施計画書等 相談受付日程 】

日 程	地 区	時 間	会 場
3月16日 (月)	富屋	9:30～15:00	北部営農経済センター
	上河内	9:30～15:00	上河内営農経済センター
3月17日 (火)	国本	9:30～15:00	北部営農経済センター
	上河内	9:30～15:00	上河内営農経済センター
3月18日 (水)	雀宮	9:30～15:00	南部営農経済センター
	上河内	9:30～15:00	上河内営農経済センター
3月19日 (木)	篠井	10:00～15:00	篠井地区市民センター
	横川	9:30～15:00	南部営農経済センター
3月23日 (月)	姿川	9:30～15:00	旧西部営農経済センター1F事務所
	瑞穂野	9:30～15:00	南部営農経済センター
3月24日 (火)	城山	9:30～15:00	JA城山支所
	河内	9:30～15:00	旧河内営農経済センター
3月25日 (水)	清原	9:30～15:00	JA清原支所
	河内	9:30～15:00	旧河内営農経済センター
3月26日 (木)	平石	9:30～15:00	JA平石支所
	河内	9:30～15:00	旧河内営農経済センター
3月27日 (金)	宝木	9:30～11:30	JA宝木出張所
	豊郷	9:30～15:00	JA豊郷支所

※中央地区 再生協窓口(市役所)にて相談受付
宝木地区 宝木出張所にて相談受付

令和8年度の水田活用の直接支払交付金等の主な変更点について

1 水田活用の直接支払交付金関係

飼料用米の戦略作物助成における「一般品種」への助成の段階的引下げ

- 令和6年度から、飼料用米の一般品種の支援水準が段階的に引下げ
- 飼料用米の専用品種（多収品種）については、従来と同様の支援が継続

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
多収品種	従来どおり 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a（標準単価8万円）			
一般品種	数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a （標準単価8万円/10a）	数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a （標準単価7.5万円/10a）	数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a （標準単価7万円/10a）	数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a （標準単価6.5万円/10a）

2 産地交付金【県設定枠】

(1) 新設

- 中長期的な安定供給を図るため、県内でも需要の高い米粉用米に加え、加工用米に対して支援する。
- 将来を見据えたコスト低減を図るため、米粉用米・加工用米の地域内流通に対して支援する。

支援メニュー	交付単価（円／10a）
加工用米	1,000
米粉用米・加工用米（地域内流通）	2,000

(2) 変更（単価の見直し）

- 飼料用米については、主食用米の需要が緩んでいる状況の中、緊急的な対応が求められるため、一般品種・多収品種に問わず単価を上乗せし、一律に支援する。
- 露地野菜は収益性が高く、一定程度定着していることから、既存作付分の交付単価を見直した。

支援メニュー	令和7年 交付単価（円／10a）	令和8年 交付単価（円／10a）
飼料用米	1,000	3,000
野菜（既存）	8,000	5,000

3 産地交付金【市設定枠】

（注）助成単価は全て10aあたりの金額で表記しています。

① 飼料用米等の生産性向上の対象品種の見直し

国において、飼料用米の一般品種は令和6年度から支援水準を段階的に引き下げられていることを踏まえ、対象品種を多収品種のみとした。

令和7年度	令和8年度
対象者：担い手 対象品種：米粉用米 飼料用米（多収品種） 作付面積：要件なし 助成単価：2,600円	対象者：担い手 対象品種：米粉用米 飼料用米（多収品種） 作付面積：要件なし 助成単価：5,000円

② 麦・大豆の生産性向上（組織加算）の単価見直し

農地の集積・集約化に向けた大区画化などのハード整備の支援に移行していく方向性であることから、支援を縮小する。

令和7年度	令和8年度
対象者：麦・大豆の生産性向上の対象 となっている法人又は集落 営農組織 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件なし 助成単価：1,400円	対象者：令和7年と同様 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件なし 助成単価： <u>1,300円</u>

③ 団地化（麦・大豆・飼料用作物）

農地の集積・集約化に向けた大区画化などのハード整備の支援に移行していく方向性であることから、支援を縮小する。

令和7年度	令和8年度
対象者：販売農家かつ対象作物（1作物）で2ha以上作付している助成対象者 対象品種：麦・大豆・飼料用作作物 作付面積：2ha以上 助成単価：12,000円	対象者：令和7年と同様 対象品種：麦・大豆・飼料用作作物 作付面積：2ha以上 助成単価： <u>10,800円</u>

④ 団地化（麦・大豆・飼料用作物）

農地の集積・集約化に向けた大区画化などのハード整備の支援に移行していく方向性であることから、支援を縮小する。

令和7年度	令和8年度
対象者：助成対象水田において対象作物を二毛作として作付した助成対象者 対象品種：戦略作物助成対象品種 作付面積：なし 助成単価：9,600円	対象者：令和7年と同様 対象品種：戦略作物助成対象品種 作付面積：なし 助成単価： <u>8,700円</u>

⑤ 耕畜連携助成（わら利用・資源循環）

生産性向上の取組の推進を図っていくため、わら利用の対象者に作付面積の増が見込める「米粉用米」を追加する。

令和7年度	令和8年度
対象者：利用供給協定書を締結している耕種農家等 対象品種：飼料用米・わら専用品種・粗飼料作物等 作付面積：なし 助成単価：4,200円	対象者：令和7年と同様 対象品種：わら利用の対象品種に <u>米粉用米を追加</u> 作付面積：なし 助成単価：4,200円

【農業構造改革事業（市・JA費交付金）関係】

（注）助成単価は全て10aあたりの金額で表記しています。

① 飼料用米作付支援事業【廃止】

令和7年は飼料用米一般品種の主食用米回帰を懸念し、激変緩和策として支援を行ったことから令和8年度は廃止とした。

事業内容	令和7年度	令和8年度
対象者：担い手 対象品種：一般品種のみ 作付面積：要件なし	1,000円	廃止

② 奨励作物作付促進事業【廃止】

園芸作物については、人に対する支援（新規就農者育成総合対策）や施設整備・機械補助に対する支援（産地生産基盤パワーアップ事業など）が充実していることから、廃止とした。

事業内容	令和7年度	令和8年度
対象者：担い手 対象品種：奨励作物（トマト・いちご、アスパラガス、梨、にら） 作付面積：要件なし	40,000円	廃止

③ 米粉用米作付促進事業【新規】

主食用米生産者が転作しやすく、県内で一定の需要が見込める「米粉用米」の支援を新設した。

事業内容	令和8年度
対象者：担い手 対象品種：米粉用米 作付面積：なし	1,000円

《水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田（不作付年数・水稲作付最終年）について》

宇都宮市農業再生協議会 行

令和 8 年度 水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲作付年数・水稲作付最終年〕

申請書 (印) 申請書 (協) 作業受委託 一部作付

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。

不作付年数が「4」以上の水田（交付対象外水田）は、「網掛け」で表示してあります。

※「畦畔・水利がない」旨申告があったほ場についても交付対象外水田として「網掛け」で表示してあります。

- 「水稲作付最終年」は、令和4年度以降に、水稲を最後に作付けした年度を表示してあります。
- 「水張り実施状況申告書」の提出があった水田は、「湛水管理」に水張りの実施年度が表示してあります。

耕地番号	分耕番号	土地の		水田実利用面積 (m ²)	主食用水稲作付面積				主食用水稲以外の作物作付面積				実際の販売者		不作付年数	水稲作付最終年	湛水管理	畦畔・水利なし	備考
		所在地区分	所在地		品 種 名	面 積 (m ²)	基 幹 作		二 毛 作		いずれかを ○で囲む	世帯番号(作業受託者)	販売者(作業受託者)名						
		所	地 目				作 物 名	面 積 (m ²)	作 物 名	面 積 (m ²)									
0001	001	0 0181	旭1丁目110	田	2,156	001 コシヒカリ							1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業受託者が販売		5			自作地	
0002	001	0 0181	旭1丁目111	田	1,000		720 (全)保全管理	1,000					1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業受託者が販売		6			自作地	
0003	001	0 0181		田			720	2,000											自作地

【「不作付年数」にご注意ください！】

- 平成30年度以降3年連続して作付けが行われず、その翌年度も作付けが行われない水田は、「水田活用の直接支払交付金」の対象から除外されます。
- 「不作付年数」欄には、平成30年度以降連続して、「(全)保全管理」又は「(全)調整水田」であった年数が記載されています。

【例】令和2年度～令和5年度の4年間、(全)保全管理であった水田 ⇒ 不作付年数：「4」

- 不作付年数が「4」以上の水田は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外されています。
- 交付対象水田から除外された農地は、利用権や作業受委託により、ほかの農業者に貸借を行った場合も、交付金が支払われなくなります。

(農地中間管理権の設定など、一定の条件を満たす場合は、交付対象水田とされます。)

【「水稲作付最終年」にご注意ください！】 令和7年度変更あり

5年間に、一度も水稲（主食用米，加工用米など）の作付けが行われない農地又は連作障害を回避する取組を実施していない農地は「水田活用の直接支払交付金」の対象外となります。

連作障害を回避する取組に関する考え方 (水張り関係・連作障害を回避する取組)

○ 概要

- ・ 国の要綱改正に伴い、令和5年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件として「水張りの要件」が設定されておりましたが、令和7年と8年度においては、連作障害回避の取組を行った場合、水張りを実施していなくても交付対象水田とすることとされました。
- ・ 詳細な内容については、別紙「水田活用の直接支払交付金の見直し内容について」を参照してください。
- ・ 令和5年度から受付をしている水張り実施状況申告書については、今年度も受付をしております。

2 水張りを実施した場合の提出物

- ・ 水張り実施状況申告書
- ・ 「水張り初日」と「1か月以上経過した日」の合計2枚の写真
 - ※ ほ場全体の水張りの実施状況が確認できるよう撮影してください。
 - ※ 必ず、写真裏面又は余白に所在地の記載をしてください。

3 注意事項

- ・ 水稲（主食用米，飼料用米，加工用米等）を作付している旨，営農計画書で申告している場合には，申告書及び写真の提出は不要です。
- ・ 4年間連続で不作付が継続した場合など，既に交付対象外水田となっているほ場については，申告書及び写真の提出があった場合でも，交付対象外水田のままです。

4 提出方法

事務局 又は J A うつのみや各営農経済センターに御提出ください。

- ※ 1 1か月以上の湛水管理を実施後，速やかに提出してください。
- ※ 2 事務局への返信用封筒が必要となる場合は，事務局に御連絡をお願いします。
- ※ 3 申告書及び写真を電子データにより提出することを希望する場合は，事務局に御相談ください。

申告書の必要事項の記載がない場合や，ほ場全体の水張りの実施状況が確認できない場合，写真裏面又は余白に所在地の記載がない場合など，提出書類に不備がある場合は，有効な書類として受付できませんので御注意ください。

【重要事項】
・ ほ場ごとに写真2枚提出
・ 写真の裏面の余白に必ず所在地を記載

申告日 年 月 日

水張り実施状況申告書

(「水張りの実施状況が確認できる写真」(※1)を水田ごとに2枚提出すること)

水田の水張り(湛水管理)を行いましたので、次のとおり申告します。

世帯番号 _____ 氏名 _____

No.	所在地(※2)	水張り期間	水張り日数(※3)	備考
例	旭1丁目 110	令和●年7月5日 ~ 令和●年8月5日	32日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(※1) 「水張りの実施状況が確認できる写真」の裏面(余白)には、必ず所在地を記載すること。

(※2) 「所在地」は、水田の営農計画書の所在地を確認の上、記載してください。

(※3) 「水張り日数」は、水田が水で満たされた状態で「30日以上」である必要があります。

水張りの実施状況が確認できる写真（撮影例）



写真は水田全体が映る
ように撮影すること。

写真の余白（裏面）に所
在地を記載すること。

旭1丁目110

- ※1 水田全体が映るよう写真を撮影してください。
(水田全体に水張りが実施されていることが確認できるよう写真を撮影してください。)
- ※2 提出する写真は、普通紙に印刷したもので可（カラー印刷であること）
- ※3 写真の裏面（余白）には、必ず所在地を記載してください。

令和8年1月26日

農業者 各位

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐藤俊伸

令和8年度 主食用水稲作付参考値について（通知）

日頃から農業再生協議会業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、本協議会では、需要に応じた米づくりを進めるため、令和8年産主食用水稲の作付参考値を設定しましたので、御確認ください。

記

1 令和7年産作付実績及び令和8年作付参考値

(単位：ha ヘクタール)

	令和7年作付実績	令和8年作付参考値	比較増減
栃木県	58,100	52,338	▼5,762 (▼9.9%)

	令和7年作付実績	令和8年作付参考値	比較増減
宇都宮市	5,471	5,534	63 (+1.2%)

2 本再生協議会における作付参考値の設定に係る考え方

- ・ 栃木県全体の令和7年作付実績と令和8年産の作付参考値を比較すると、-9.9%の減産傾向となっている。
- ・ 県再生協議会では、国が示した需要見通しに加え、「全農とちぎ」や「県食糧集荷協同組合」の集荷・販売計画、「各JA」における販売計画など、実需者に対するヒアリングを実施し、より実態に近い需要量や流通状況を把握し、作付参考値を設定していることから、県再生協議会が示す各市町の値を当協議会の「作付参考値」として設定した。

3 作付参考率について

作付参考値	市の水田実利用面積 (R8.1.1 現在)
5,534 ha	9,526 ha

【作付参考率の計算】

作付参考値 5,534 ha ÷ 水田実利用面積 9,526 ha = 作付参考率 58.0%

4 計画書記載事項の確認について

【主食用水稲作付率等】

主食用水稲作付率	58%
主食用米の基準単収	548kg/10a

【営農計画書の確認】

宇都宮市農業再生協議会 行
令和8年度水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。
※新緑表示の水田は、水田居用の直接支払交付金の交付対象外水田です。(4年連続不作付、畦畔・水利なしなど)

市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者氏名： 再生 協太郎	住所： 〒320-0818 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
地区ID名： 018 その他	再生協太郎	TEL: 028-832-2438
農家番号： 9999	長済組合員コード	認定状況
協議会名： 301 宇都宮市農業再生協議会	認定なし	登録なし
世帯番号： 999999		コード: 9999999

【主食用水稲作付参考値】

	数量 (kg)	面積 (㎡)
当初 (A)	97,096	177,183
地域内調整 (B)		
確定 (C) = (A) + (B)		
基準単収	自作面積 (D)	102,199
548	差引面積 (C) - (D)	

【主食用水稲作付参考値】

	数量 (kg)	面積 (㎡)
当初 (A)	97,096	177,183
地域内調整 (B)		
確定 (C) = (A) + (B)		
基準単収	作付面積 (D)	102,199
548	差引面積 (C) - (D)	

営農計画書の【主食用水稲作付参考値】欄を御確認ください。

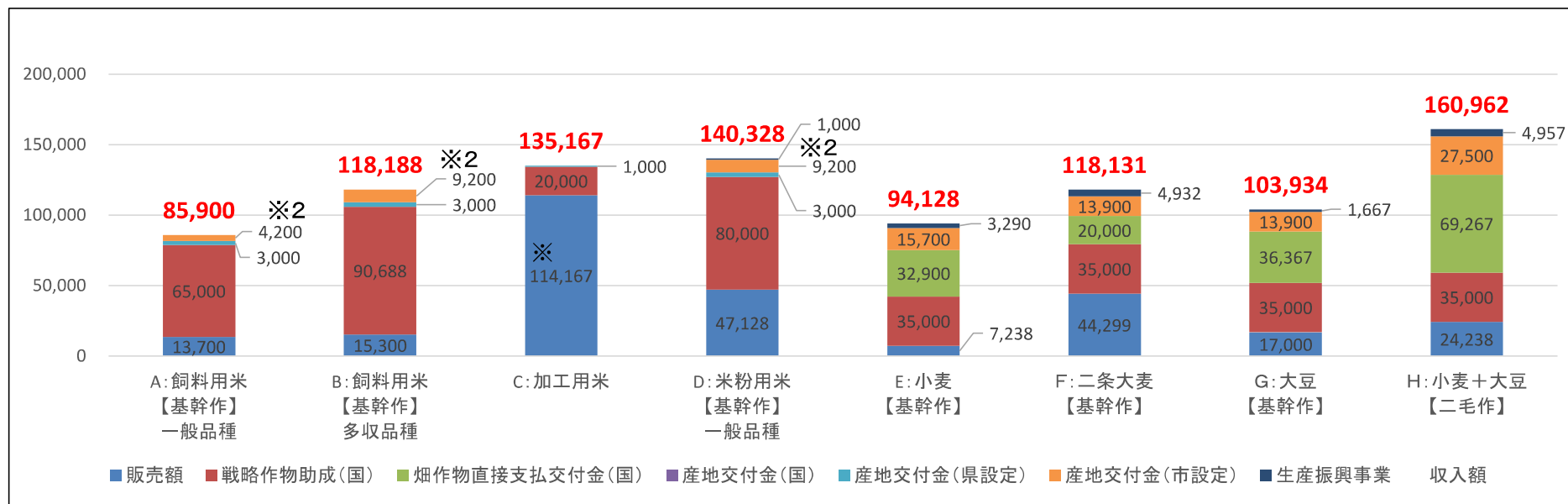
事例の場合、主食用水稲作付参考値（面積）は、177,183㎡となります。

主食用米からの作付転換を図りましょう！

(交付金を活用した場合の収入シミュレーション)

★ 主食用米の民間在庫量が増加傾向にあることから、米価の急激な下落を招かないよう、米の需給バランスを安定化させるため、令和8年産の水稻の作付に当たっては、下記の収入シミュレーションを参考に、交付金を活用し、主食用米の作付転換に取り組みましょう。

【収入額（円）／10a 当たり（各種交付金を活用した収入）】※交付金には一定の要件があります。



※ 加工用米の販売価格は、変動幅が大きいので JA 概算金過去3年（R5～R7年産）平均額12,500円/俵を採用し算定しています。

・ その他の作物については、令和7年度の JA 概算金を参考として算定しています。

※2 飼料用米【一般・多収品種】、米粉用米については、耕畜連携助成（4,200円/10a）を含んでいます。

経営主が変わった場合，変更届出の提出をお願いします

- ・ 「老齢」，「経営移譲」，「死亡」等の理由により，営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合，名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- ・ 令和8年度営農計画書について，世帯責任者が変更となる場合は，必要書類をお送りいたしますので，下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

≪営農計画書（抜粋）≫

宇都宮市農業再生協議会 行			
令和8年度水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕			
<small>※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。 ※網掛表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。（年連続不作付、畦畔・水利なしなど）</small>			
市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者氏名： フリガタ サイセイ キョウタロウ	住所： 〒320-0818 旭1丁目1番5号	TEL: 028-632-2458
地区ID名： 018 その他	再生 協太郎	◎	
集落ID名： 001 その他			
農家番号： 9999			
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定状況	人・農地プラン	認定方針作成者
世帯番号： 999999	認定なし	登録なし	ロード: 9999999

経営主に変更がないか確認をお願いします。

宇都宮市農業再生協議会のホームページをご覧ください

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは，農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか，国の新規事業，緊急対策等について，随時，情報を掲載しています。是非，確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



QRコードからアクセス



